

第9章 準備書についての意見と事業者の見解

9.1 公告・縦覧の概要、住民説明会等開催状況

9.1.1 公告・縦覧の概要

準備書の公告・縦覧は、表 9.1-1 に示す内容で行った。

表 9.1-1 準備書の公告・縦覧の概要

公告日	令和7年10月8日
縦覧期間	令和7年10月8日～11月10日
縦覧場所	上越市環境部環境政策課 上越市柿崎区総合事務所 柏崎市役所市政情報コーナー 柏崎市米山コミュニティーセンター 公益財団法人新潟県環境保全事業団上越建設事務所
意見募集期間	令和7年10月8日～令和7年11月25日

9.1.2 住民説明会開催状況

住民説明会は表 9.1-2 に示す内容で行った。

表 9.1-2 住民説明会の開催状況

開催日時	場所	参加者数
令和7年10月16日 19:00～20:00	柿崎コミュニティープラザ	9名
令和7年10月28日 19:00～20:00	米山コミュニティーセンター	7名

9.2 準備書についての環境の保全の見地からの意見及び事業者の見解

準備書についての環境の保全の見地からの意見書の提出はなかった。

9.3 準備書についての県知事の意見及び事業者の見解

9.3.1 準備書についての県知事の意見

準備書についての新潟県知事の意見（令和8年3月31日 環政第1440号）は、次のとおりである。

環 政 第 1440 号
令 和 8 年 3 月 31 日

公益財団法人新潟県環境保全事業団
理事長 関根 繁明 様

新潟県知事 花 角 英 世



環境影響評価準備書に対する意見について（通知）

令和7年10月8日付けで送付のあった「上越地区産業廃棄物最終処分場整備事業に係る環境影響評価準備書」について、新潟県環境影響評価条例第20条第1項の規定に基づき、環境保全の見地から別紙のとおり意見を述べます。

なお、別添の関係市長の意見についても十分配慮してください。

上越地区産業廃棄物最終処分場整備事業に係る環境影響評価準備書に関する意見書

本事業は、上越市及び柏崎市において、廃棄物の最終処分場（埋立面積：約 11.8ha、埋立容量：約 270 万 m³）と搬入道路を整備するものであり、安定的な埋立処分容量を確保し、県内で発生した廃棄物の適正処理の推進に寄与するものである。

一方で、搬入道路整備区域の周辺に住宅が存在するほか、本事業の対象事業実施区域（以下「実施区域」という。）の大部分が米山福浦八景県立自然公園内に位置すること等から、周辺的生活環境や自然環境への影響が懸念される。

本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、それぞれの検討の経緯及び内容について、環境影響評価書（以下「評価書」という。）に適切に記載すること。

1 総括的事項

- (1) 事業の実施に当たっては、環境保全に関する最善の対策や技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めるとともに、環境への影響に関して新たな事実が判明した場合などにおいては、必要に応じて適切な措置を講ずること。
- (2) 評価書や説明資料の作成に当たっては、用語の補足や図表の使用及び説明の記載、詳細な地図の使用、結論に至るまでの論理的な説明等に留意し、地域住民等が理解しやすいものとなるよう配慮するとともに、環境影響評価図書を縦覧期間終了後もインターネットで閲覧可能にする等、住民等の理解促進のために情報公開に努めること。
- (3) 工事中及び供用開始後においても、地域住民への適切な情報提供に努めること。

2 個別的事項

(1) 大気環境について

工事の実施並びに廃棄物の搬入及び埋立てに伴い、大気質、騒音、振動及び悪臭等の周辺の大気環境への影響が懸念されるため、実施区域と住宅等との位置関係を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行い、環境影響が回避又は極力低減されるよう必要な環境保全措置を講ずること。

(2) 水質について

ア 本事業の実施に伴い、周辺の河川の水環境への影響が懸念されることから、事業特性、放流先河川の流量の季節変動及び流域の利水の状況等を踏まえ、適切に

調査、予測及び評価を行い、環境影響が回避又は極力低減されるよう、最新の知見を踏まえ、必要な環境保全措置を講ずること。

イ 近年の気候変動により想定以上の豪雨が発生した場合、土砂流出による河川水質への影響が懸念されることから、本事業の実施に当たっては、適切な防災対策を講ずるとともに、豪雨時においては迅速な対応・復旧を行うこと。

(3) 動植物、生態系について

ア 本事業の実施に伴う実施区域内の土地の改変や河川の水環境の変化等により、動物、植物及び生態系への影響が懸念されるため、施設や搬入道路の詳細な配置計画を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行い、環境影響が回避又は極力低減されるよう必要な環境保全措置を講ずること。

イ 実施区域及びその周辺にはサシバ等の希少猛禽類が繁殖しており、本県における既往調査結果及び猛禽類の一般的繁殖習性を踏まえ、今後も繁殖を継続する可能性が高いことから、きめ細かく継続的なモニタリングを実施し、必要な環境保全措置を講ずること。

また、本準備書において環境保全措置として例示されたコンデションニング（馴化）は不確実性を伴うため、繁殖ペアに関する行動等の特性（警戒心の強さや繁殖継続性等）を十分に把握するよう努めるとともに、参考として効果的な先行事例を評価書に記載すること。

ウ 実施区域及びその周辺には重要な植物種が多数存在し、本準備書においては環境保全措置として移植や仮置き・植え戻しを行う計画としているが、それぞれの種に適した生育環境や移植時期について十分に検討の上、適切な保全計画を策定するとともに、移植等実施後は適切に生育状況の調査を行うこと。

エ 準備書段階で把握されていなかった重要な動植物が生息・生育している、又はその可能性が認められた場合にも、専門家や関係機関等の助言・指導を受け、適切な環境保全措置を講ずること。

なお、対応に当たっては最新の環境省レッドリスト等を参考にすること。

(4) 景観について

本事業の実施に伴い、実施区域周辺に存在する眺望点からの眺望景観への影響が懸念されることから、環境影響が回避又は極力低減されるよう必要な環境保全措置を講ずること。

(5) その他

ア 最終処分場の設置に当たっては、周辺の地下水や地形地質の状況等を踏まえ、十分な安全性の確保に留意すること。また、遮水シートが破損した場合でも、地

下水への影響を回避又は極力低減するための構造を検討するとともに、供用後は遮水工を適切に管理し、確実にその機能を維持すること。

イ 事業の実施に伴い、周辺の地下水質への影響が懸念されることから、実施区域又はその周辺において、地下水汚染の有無が適切に把握できる地点を設定の上、定期的な水質調査の実施について検討し、結果を評価書に記載すること。

ウ 掘削土の一時保管に当たっては、周辺の河川水質や動植物の生息・生育環境への影響が懸念されることから、影響を回避又は極力低減するための配置計画等について検討し、結果を評価書に記載すること。

上環第 3 1 1 6 号
令和 8 年 2 月 27 日

新潟県知事 花角 英世 様

上越市長 小菅 淳一
(上越市環境部環境政策課)

上越地区産業廃棄物最終処分場整備事業に係る
環境影響評価準備書に対する意見について (回答)

令和 7 年 12 月 12 日付け環政第 1189 号により照会がありました標記について、下記のとおり回答します。

記

1 掘削土の扱いについて

掘削土の一時保管に当たっては、保管場所周辺の動植物の生息・生育環境への影響が懸念されることから、影響の回避または低減に向けた配慮事項、一時保管場所の配置方針及び管理方法について、環境影響評価書に記載すること。

2 地下水の水質について

事業実施区域及びその周辺の地下水の水質に影響が及ばないよう、遮水工を適切に管理し、確実にその機能を維持すること。

あわせて、地下水モニタリングを継続的に実施し、悪臭等を含め地下水の水質に異常が認められた場合には、速やかに市及び関係機関へ報告するとともに、周辺への影響を回避するための適切な措置を講じること。

3 植物の重要種の保全について

植物の重要種については、準備書に環境保全措置として、移植や仮置き、植え戻しを行うことが示されていることから、今後、最終処分場の詳細設計及び施工計画を踏まえ、生育特性や移植時期等を十分に考慮した保全計画を策定し、適切に実施すること。

あわせて、移植等実施後は、当該重要種の生育状況を適切にモニタリングし、その結果を踏まえ、必要な措置を講じること。

担当：環境部 環境政策課
環境政策係 [REDACTED]
電話：025-520-5689 (直通)
FAX：025-520-5852
E-mail：kankyo@city.joetsu.lg.jp

環 第 6 1 7 号 の 2
令和8(2026)年2月16日

新潟県知事 花角 英世 様

柏崎市長 櫻井 雅浩
(柏崎市市民生活部環境課)

上越地区産業廃棄物最終処分場整備事業に係る環境影響評価
準備書に対する意見について (回答)

令和7年12月12日付、環政第1189号「環境影響評価準備書に対する意見について(照会)」
下記のとおり回答(意見書)します。

記

1 個別事項

(1) 水環境・濁水・土壌汚染について

- ア 工事等に伴う土地の改変によって水質に影響が出ないよう工事等を進めること。また、工事中及び供用時においては、下方への土砂流出に十分注意し、公道や河川等への防災には万全を期すこと。特に機械油類の流出は認めない。
- イ 準備書の計画のとおり防災調整池を設置し、下流域への土砂及び濁水の流出防止を図るとともに、適宜堆積土砂の浚渫等を行い適切な維持管理に努めること。

(2) 動植物及び生態系について

- ア 希少な動植物等の生態系への影響を回避又は低減すること。また、工事に伴い生息地が消滅する場合については、代替地等について検討に努めること。特にナツエビネを含め、希少植物については計画地周辺へ移植し、工事終了後にはエリア内の適地への移植に努めること。
- イ 事業実施区域及び周辺において、工事等期間及び供用開始後においても専門家及び関係行政機関とともに、専門的学術的見地から、検討を行うこととし、その旨を評価書に記載すること。
- ウ 地域及び周辺地域に自生している外来植物が侵入しないよう配慮に努めること。
- エ 準備書の計画のとおり緑化作業(植物の移植、植物の仮置き後の植え戻し、表土撒き処理)等を行い、植生の回復について、万全な体制で取り組むこと。

(3) 地形・地質及び盛土・残土について

- ア 工事等に伴う発生土を盛土に利用する場合は、土量バランスを均衡化し土砂崩れ、雨水による流出等に十分配慮し、安全性を確保すること。
- イ 森林保全については、伐採計画を検討し、木の除伐による土砂崩れ、地すべりが発生しないよう努めること。

(4) 景観について

豊かな自然環境を保全するため、建設予定エリア内及び隣接地内における不法投棄について、環境保全の面から情報収集や対応に努めること。

(5) 災害及び事故等について

対象事業の実施に起因する水害及び土砂災害が生じないよう、専門家等の意見を踏まえ、十分に調査、予測及び評価を行い、防災対策を講じるとともに、水害及び土砂災害が生じた場合には、事業者の責任において迅速な対応、復旧を行うこと。

(6) 施設の維持

ア 下流河川の水質維持のため、供用後における浸出水処理施設の維持管理には万全を期すこと。

イ 廃棄物搬入車両から廃棄物が飛散、流出しないよう、搬入事業者へ徹底させること。

(7) 市民との情報共有について

工事中及び供用開始後においても、地域住民に情報提供するとともに安心していただけるよう情報共有に努めること。

〒 945-0011

柏崎市松波四丁目13番13号

柏崎市市民生活部環境課環境保全係

担当：[REDACTED]

TEL : 0257-23-5170

FAX : 0257-24-4196

E-mail kankyo@city.kashiwazaki.lg.jp

9.3.2 事業者の見解

新潟県知事意見に対する事業者の見解は表 9.3-1～表 9.3-5 に示すとおりである。

表 9.3-1 新潟県知事意見と事業者の見解

新潟県知事意見	事業者の見解
1 総括的事項	
(1) 事業の実施に当たっては、環境保全に関する最善の対策や技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めるとともに、環境への影響に関して新たな事実が判明した場合などにおいては、必要に応じて適切な措置を講ずること。	事業の実施に当たっては、環境保全に関する最善の対策や技術を検討し、環境影響の低減に努めます。また、環境への影響に関して新たな事実が判明した場合などにおいては、必要に応じて適切な措置を、実行可能な範囲において講じます。
(2) 評価書や説明資料の作成に当たっては、用語の補足や図表の使用及び説明の記載、詳細な地図の使用、結論に至るまでの論理的な説明等に留意し、地域住民等が理解しやすいものとなるよう配慮するとともに、環境影響評価図書を縦覧期間終了後もインターネットで閲覧可能にする等、住民等の理解促進のために情報公開に努めること。	評価書や説明資料の作成に当たっては、用語の補足や図表の使用及び説明の記載、詳細な地図の使用、論理的な説明に留意し、地域住民が理解しやすいものとなるよう努めました。また、縦覧期間終了後も環境影響評価図書をインターネットで閲覧可能とするなど、情報公開に努めます。
(3) 工事中及び供用開始後においても、地域住民への適切な情報提供に努めること。	工事中及び供用開始後においても、地域住民への適切な情報提供に努めます。
2 個別的事項	
(1) 大気環境について 工事の実施並びに廃棄物の搬入及び埋立てに伴い、大気質、騒音、振動及び悪臭等の周辺の大気環境への影響が懸念されるため、実施区域と住宅等との位置関係を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行い、環境影響が回避又は極力低減されるよう必要な環境保全措置を講ずること。	大気質、騒音、振動及び悪臭について、実施区域と住宅などとの位置関係に配慮し、調査、予測及び評価を行いました。工事中及び供用開始後において環境影響が回避又は極力低減されるよう、廃棄物への散水や工事用車両の平準化、機械の同時稼働台数の低減等、適切な環境保全措置を講じます。

表 9.3-2 新潟県知事意見と事業者の見解

新潟県知事意見	事業者の見解
<p>(2) 水質について</p> <p>ア 本事業の実施に伴い、周辺の河川の水環境への影響が懸念されることから、事業特性、放流先河川の流量の季節変動及び流域の利水の状況等を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行い、環境影響が回避又は極力低減されるよう、最新の知見を踏まえ、必要な環境保全措置を講ずること。</p>	<p>河川の1年間の水質調査に加え、利水状況を把握しました。そのうえで、平均流量、低水流量を勘案した予測及び評価を行いました。工事中及び供用開始後において環境影響が回避又は極力低減されるよう、工事期間中の仮設沈砂池の設置による濁水発生の防止や供用開始後の浸出水処理施設による適正処理等、適切な環境保全措置を講じます。</p>
<p>イ 近年の気候変動により想定以上の豪雨が発生した場合、土砂流出による河川水質への影響が懸念されることから、本事業の実施に当たっては、適切な防災対策を講ずるとともに、豪雨時においては迅速な対応・復旧を行うこと。</p>	<p>事業の実施に当たっては、防災調整池の設置や土砂流出防止柵等の適切な防災対策を講じるとともに、想定以上の豪雨時において迅速な対応及び復旧が可能となるよう、実行可能な範囲において体制を整備することとします。</p>
<p>(3) 動植物、生態系について</p> <p>ア 本事業の実施に伴う実施区域内の土地の改変や河川の水環境の変化等により、動物、植物及び生態系への影響が懸念されるため、施設や搬入道路の詳細な配置計画を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行い、環境影響が回避又は極力低減されるよう必要な環境保全措置を講ずること。</p>	<p>土地改変の状況、水環境の変化を考慮し、動植物、生態系への影響について予測及び評価を行いました。工事中及び供用開始後において環境影響が回避又は極力低減されるよう、改変範囲の最小化や造成法面への自然侵入による緑化、改変範囲外への移植等、適切な環境保全措置を講じます。</p>

表 9.3-3 新潟県知事意見と事業者の見解

新潟県知事意見	事業者の見解
<p>イ 実施区域及びその周辺にはサシバ等の希少猛禽類が繁殖しており、本県における既往調査結果及び猛禽類の一般的繁殖習性から、今後も繁殖を継続する可能性が高いことから、きめ細かで継続的なモニタリングを実施し、必要な環境保全措置を講ずること。</p> <p>また、本準備書において環境保全措置として例示されたコンデションニング（馴化）は不確実性を伴うため、繁殖ペアに関する行動等の特性（警戒心の強さや繁殖継続性等）を十分に把握するよう努めるとともに、参考として効果的な先行事例を評価書に記載すること。</p>	<p>対象種の繁殖サイクルを考慮した適切な調査時期及び回数で継続的なモニタリングを行い、工事の進捗状況や繁殖状況を踏まえ適切な環境保全措置を講ずるよう努めます。また、繁殖ペアにおける工事への警戒の有無やその程度を注意深くモニタリングするよう努めます。また、繁殖継続性についても、継続的なモニタリングを行うことで確認するよう努めます。</p> <p>効果的な先行事例については、サシバの環境保全措置としてコンディショニングの有効性を示した文献を参考として評価書に記載しました。</p>
<p>ウ 実施区域及びその周辺には重要な植物種が多数存在し、本準備書においては環境保全措置として移植や仮置き・植え戻しを行う計画としているが、それぞれの種に適した生育環境や移植時期について十分に検討の上、適切な保全計画を策定するとともに、移植等実施後は適切に生育状況の調査を行うこと。</p>	<p>移植や仮置き・植え戻しについては、それぞれの対象種に適した生育環境や移植時期を十分に検討した上で、有識者による専門的知見も踏まえて適切な保全計画を策定し、実施します。また、移植等実施後は、対象種の生育状況を確認できる適切な時期にモニタリングを行い、移植後の生育状況の把握に努めます。</p>
<p>エ 準備書段階で把握されていなかった重要な動植物が生息・生育している、又はその可能性が認められた場合にも、専門家や関係機関等の助言・指導を受け、適切な環境保全措置を講ずること。</p> <p>なお、対応にあたっては最新の環境省レッドリスト等を参考にすること。</p>	<p>今後の事後調査等において準備書段階で把握されていなかった重要な動植物が生息・生育していることが明らかになった場合は、必要に応じて専門家や関係機関等の助言・指導を踏まえ適切な環境保全措置を、実行可能な範囲において講じます。</p> <p>環境省第5次レッドリストの公表に伴い、評価書において準備書時点からカテゴリーの変更があった種について修正を行いました。今後も最新の環境省レッドリスト等を踏まえ適切な環境保全措置の実施に努めます。</p>

表 9.3-4 新潟県知事意見と事業者の見解

新潟県知事意見	事業者の見解
<p>(4) 景観について</p> <p>本事業の実施に伴い、実施区域周辺に存在する眺望点からの眺望景観への影響が懸念されることから、環境影響が回避又は極力低減されるよう必要な環境保全措置を講じること。</p>	<p>施設の形態・意匠は違和感のないまとまりのあるものとし、周辺景観と調和するよう植栽や色彩に配慮することとします。また、工事により造成される法面については自然侵入による緑化を主工法とし、景観の変化を最小限となるように努めます。</p>
<p>(5) その他</p> <p>ア 最終処分場の設置にあたっては、周辺の地下水や地形地質の状況等を踏まえ、十分な安全性の確保に留意すること。また、遮水シートが破損した場合でも、地下水への影響を回避又は極力低減するための構造を検討するとともに、供用後は遮水工を適切に管理し、確実にその機能を維持すること。</p>	<p>最終処分場の設置にあたっては、周辺の地下水や地形地質の状況等を踏まえ安全性の確保に十分留意することとします。また、遮水シートが破損した場合でも、地下水への影響を回避又は極力低減するため、損傷モニタリング機能や汚染拡散防止機能等を持たせた構造を検討するとともに、供用後は遮水工を適切に管理し、確実にその機能を維持するよう努めます。</p>
<p>イ 事業の実施に伴い、周辺の地下水質への影響が懸念されることから、実施区域又はその周辺において、地下水汚染の有無が適切に把握できる地点を設定の上、定期的な水質調査の実施について検討し、結果を評価書に記載すること。</p>	<p>地下水の水質調査については竹鼻地区、下中山地区のそれぞれの処分場の上流側・下流側モニタリング井戸及び埋立地最下流部の地下水集排水管において地下水汚染把握のための水質モニタリングを年1回以上実施いたします。事業区域又はその周辺における地下水汚染の有無が適切に把握できる地点については、今後環境保全協定締結に向けた地元との協議において、各集落内の井戸の水質調査を実施することとします。</p>

表 9.3-5 新潟県知事意見と事業者の見解

新潟県知事意見	事業者の見解
<p>ウ 掘削土の一時保管に当たっては、周辺の河川水質や動植物の生息・生育環境への影響が懸念されることから、影響を回避又は極力低減するための配置計画等について検討し、結果を評価書に記載すること。</p>	<p>掘削土（残土）の一時保管にあたっては、重要な動物種の生息環境への影響に配慮するため、複数箇所に仮置き場所を分散するとともに、重要な植物種の確認位置を可能な限り避けた場所に配置することとします。また、掘削土（残土）の仮置き中の管理においては、安定勾配の確保及び防水性のシート等による保護を実施するとともに、今後の実施設計において傾斜計や土石流センサー等の観測機器の設置を検討し、監視体制の強化を図るなど、土砂や濁水の流出防止に努めます。</p> <p>以上について、評価書に記載しました。</p>

上越市長意見に対する事業者の見解は表 9.3-6～表 9.3-7 に示すとおりである。

表 9.3-6 上越市長意見と事業者の見解

上越市長意見	事業者の見解
<p>1 掘削土の扱いについて</p> <p>掘削土の一時保管に当たっては、保管場所周辺の動植物の生息・生育環境への影響が懸念されることから、影響の回避または低減に向けた配慮事項、一時保管場所の配置方針及び管理方法について、環境影響評価書に記載すること。</p>	<p>掘削土（残土）の一時保管にあたっては、重要な動物種の生息環境への影響に配慮するため、複数箇所に仮置き場所を分散するとともに、重要な植物種の確認位置を可能な限り避けた場所に配置することとします。また、掘削土（残土）の仮置き中の管理においては、安定勾配の確保及び防水性のシート等による保護を実施するとともに、今後の実施設計において傾斜計や土石流センサー等の観測機器の設置を検討し、監視体制の強化を図るなど、土砂や濁水の流出防止に努めます。処分場の建設工事で発生する残土は原則全量覆土として使用するため、覆土施工までの間仮置きする場所として覆土置場を設置することとし、処分場内や搬入道路区間に分散して設置することを検討します。</p> <p>以上について、評価書に記載しました。</p>
<p>2 地下水の水質について</p> <p>事業実施区域及びその周辺の地下水の水質に影響が及ばないよう、遮水工を適切に管理し、確実にその機能を維持すること。</p> <p>あわせて、地下水モニタリングを継続的に実施し、悪臭等を含め地下水の水質に異常が認められた場合には、速やかに市及び関係機関へ報告するとともに、周辺への影響を回避するための適切な措置を講じること。</p>	<p>供用後は遮水工を適切に管理し、確実にその機能を維持するように努めます。</p> <p>地下水の水質調査については竹鼻地区、下中山地区のそれぞれの処分場の上流側・下流側モニタリング井戸及び埋立地最下流部の地下水集排水管及び埋立地最下流部の地下水集排水管において地下水汚染把握のための水質モニタリングを年1回以上実施いたします。また、竹鼻地区及び下中山地区集落内の井戸については今後地元と締結する環境保全協定の中で調査時期や回数について協議を行った上で、水質調査を実施することとします。地下水モニタリングの結果、悪臭等を含め地下水の水質に異常が認められた場合には、速やかに関係機関へ報告するとともに、周辺への影響を回避するための適切な措置を講じます。</p>

表 9.3-7 上越市長意見と事業者の見解

上越市長意見	事業者の見解
<p>3 植物の重要種の保全について</p> <p>植物の重要種については、準備書に環境保全措置として、移植や仮置き、植え戻しを行うことが示されていることから、今後、最終処分場の詳細設計及び施工計画を踏まえ、生育特性や移植時期等を十分に考慮した保全計画を策定し、適切に実施すること。</p> <p>あわせて、移植等実施後は、当該重要種の生育状況を適切にモニタリングし、その結果を踏まえ、必要な措置を講じること。</p>	<p>移植や仮置き・植え戻しについては、それぞれの対象種に適した生育環境や移植時期を十分に検討した上で、施工計画を踏まえ適切な保全計画を策定するとともに、有識者による専門的知見も踏まえて実施します。また、移植等実施後は、対象種の生育状況を確認できる適切な時期にモニタリングを実施し、調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、その原因を明らかにし、必要に応じて専門家の助言を踏まえた追加的な環境保全措置を検討いたします。</p>

柏崎市長意見に対する事業者の見解は表 9.3-8～表 9.3-10 に示すとおりである。

表 9.3-8 柏崎市長意見と事業者の見解

柏崎市長意見	事業者の見解
1 個別的事項	
<p>(1) 水環境・濁水・土壌汚染について</p> <p>ア 工事等に伴う土地の改変によって水質に影響が出ないように工事等を進めること。また、工事中及び供用時においては、下方への土砂流出に十分注意し、公道や河川等への防災には万全を期すこと。特に機械油類の流出は認めない。</p>	<p>造成法面は防災用シートによって保護し、土砂流出の防止に努めます。また、適切な規模の仮設沈砂池を設置し、濁水流出防止を図ります。資機材運搬車両、建設機械等の重機については十分に整備・点検を行い、油漏れの防止を徹底します。</p>
<p>イ 準備書の計画のとおり防災調整池を設置し、下流流域への土砂及び濁水の流出防止を図るとともに、適宜堆積土砂の浚渫等を行い適切な維持管理に努めること。</p>	<p>適切な詳細設計を策定した上で防災調整池を設置し、下流流域への土砂及び濁水の流出防止を図るとともに、必要に応じて堆積土砂の浚渫等を行い適切な維持管理に努めます。</p>
<p>(2) 動植物及び生態系について</p> <p>ア 希少な動植物等の生態系への影響を回避又は低減すること。また、工事に伴い生息地が消滅する場合については、代替地等について検討に努めること。特にナツエビネを含め、希少植物については計画地周辺へ移植し、工事終了後にはエリア内の適地への移植に努めること。</p>	<p>改変範囲の最小化や移植等の環境保全措置を実施することで重要な動植物等への影響を回避又は低減するように努めます。移植地については、将来的に改変予定の無い場所を対象種の生育に適した環境であることに留意した上で選定を行います。ナツエビネ等の希少植物については、適宜改変範囲外への移植を行うとともに、対象種の確認位置、施工計画及び工事の進捗状況を踏まえ、対象種に適した生育環境が確保された際には造成後の法面への植え戻しも併せて実施するように努めます。</p>
<p>イ 事業実施区域及び周辺において、工事等期間及び供用開始後においても専門家及び関係行政機関とともに、専門的・学術的見地から、検討を行うこととし、その旨を評価書に記載すること。</p>	<p>動植物に係る工事中及び供用時の環境保全措置において、移植等の専門的知見が重要な部分については有識者の専門的知見を踏まえて対応いたします。その旨について、評価書に記載しました。</p> <p>また、事後調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、その原因を明らかにし、必要に応じて専門家の助言を踏まえた追加的な環境保全措置を検討いたします。</p>

表 9.3-9 柏崎市長意見と事業者の見解

柏崎市長意見	事業者の見解
<p>ウ 地域及び周辺地域に自生している外来植物が侵入しないよう配慮に努めること。</p>	<p>工事業者や廃棄物運搬業者に対し、タイヤや車体に地域外の土砂等を付着させて進入しないよう洗車、清掃の励行について周知に努め、外来植物の侵入防止に配慮します。また、緑化箇所の造成後の法面については、施工後の監視を行い、必要に応じて侵入した外来植物の除去に努めます。</p>
<p>エ 準備書の計画のとおり緑化作業（植物の移植、植物の仮置き後の植え戻し、表土撒き処理）等を行い、植生の回復について、万全な体制で取り組むこと。</p>	<p>対象種の生育環境や施工計画を踏まえ、評価書に記載した植物の移植、植え戻し等の環境保全措置を適切に実施するように努めます。造成法面の緑化についても自然侵入工を基本とし、施工後は緑化の進行具合を監視しながら、必要に応じて侵入した外来植物の除去を行うなど、植生の回復に向けて適切な措置を実行可能な範囲において講じます。</p>
<p>(3) 地形・地質及び盛土・残土について ア 工事等に伴う発生土を盛土に利用する場合は、土量バランスを均衡化し土砂崩れ、雨水による流出等に十分配慮し、安全性を確保すること。</p>	<p>掘削土については仮置き中における安定勾配の確保及び防水性シート等による保護を実施し、土砂や濁水の流出防止及び安全性の確保に努めます。</p>
<p>イ 森林保全については、伐採計画を検討し、木の除伐による土砂崩れ、地すべりが発生しないように努めること。</p>	<p>樹木の伐採は必要最小限とし、土砂崩れや地滑りの発生防止に留意した伐採計画を検討します。</p>
<p>(4) 景観について 豊かな自然環境を保全するため、建設予定エリア内及び隣接地内における不法投棄について、環境保全の面から情報収集や対応に努めること。</p>	<p>不法投棄の防止について、運搬業者に対して周知徹底いたします。処分場周辺で不法投棄がみられた場合は、行政に通報する等の適切な対応を行います。</p>

表 9.3-10 柏崎市長意見と事業者の見解

柏崎市長意見	事業者の見解
<p>(5) 災害及び事故等について 対象事業の実施に起因する水害及び土砂災害が生じないよう、専門家等の意見を踏まえ、十分に調査、予測及び評価を行い、防災対策を講じるとともに、水害及び土砂災害が生じた場合には、事業者の責任において迅速な対応、復旧を行うこと。</p>	<p>対象事業の実施に起因する水害及び土砂災害が生じないよう、専門家等の意見を踏まえ、適切な防災対策を講じます。災害発生時については、廃棄物の受入、埋立を中止し、施設の被災状況を点検し運用に問題がないことを確認します。施設が被災している場合は十分な補修、修繕を行い、環境に影響がないことを確認してから運用を再開することとします。</p>
<p>(6) 施設の維持 ア 下流河川の水質維持のため、供用後における浸出水処理施設の維持管理には万全を期すこと。</p>	<p>供用後における浸出水処理施設の維持管理を適切かつ確実にを行い、河川下流域の水質維持に努めます。</p>
<p>イ 廃棄物搬入車両から廃棄物が飛散、流出しないよう、搬入事業者へ徹底させること。</p>	<p>廃棄物搬入車両から廃棄物が飛散または流出しないよう、搬入事業者に対する周知を徹底します。粉じんの発生のおそれがある廃棄物の運搬に当たっては、飛散防止用シートを使用するほか、洗車設備や門型散水設備の設置により、廃棄物の飛散防止に努めます。</p>
<p>(7) 市民との情報共有について 工事中及び供用開始後においても、地域住民に情報提供するとともに安心していただけるよう情報共有に努めること。</p>	<p>工事中及び供用後においても、地域住民に対する情報提供及び情報共有を適切に実施するよう努めます。</p>